

第1回 とくしまこども未来会議 計画策定部会Ⅱ

- 1 開催日時 令和6年7月2日（火）午前10時から
- 2 開催場所 徳島県庁10階中会議室及びオンライン
- 3 議 事 (1) 徳島県こども計画骨子案及び施策体系案について
(2) こどもの意見聴取の取組状況について

4 議事録

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻がまいりましたので、ただ今から第1回とくしまこども未来会議計画策定検討部会Ⅱを開催いたします。委員の皆さま方のご紹介は時間の都合上、日程、委員名簿をもってご確認いただければと思います。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、二宮部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> |
| 部会長 | <p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>私は徳島大学に在職中は小児科外来のほうで、心の問題を抱えたこどもたちとか、その親の相談に当たっておりました。そのときに虐待とか、あるいは虐待を受けた親にも会っていろいろ勉強になったわけですが、最初のころはこどもの抱えている問題に対して、教科書の中からその解決の糸口を見付けようと思って、それに合わせていたような次第ですけれども、こどもと話し合っているうちに気付いたことは、解決の糸口はこどもの声の中にあるのではないかと思います。それをきっかけにこどもの相談をよく聞いて、その中から解決の糸口を見付けるといふふうにしていったら、大体しっかりと解決の流れが見えてきたように思います。</p> <p>この「こども未来会議」においても、こどもの権利を大切に、こどもの声を聞いて、そしてそれを会議の施策の中に生かすということがありますので、それは非常に好ましい方法ではないかと私は思っております。こどもの問題とか、親が抱える問題は非常にいろいろ多岐にわたっておりますので、その中から我々に与えられた検討部会Ⅱの範囲というのが、後で事務局からも詳しくご説明を受けると思っておりますので、それに関することに関して皆さまの日ごろのご経験を存分に言葉にさせていただいて、施策のより良い方向に皆さまとともに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。では、ここからは二宮部会長が議長として進行を</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>部会長</p> | <p>お願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、本日は特定分野に係る専門的視点からご意見をいただくために、オブザーバーとして2名の方にご参加いただいております。まず、スクールロイヤーとして学校現場において、いじめ問題とか不登校など、生徒指導上の諸課題の対応について、尾上一喜弁護士、よろしく申し上げます。それから乳児院における教育現場が抱える諸課題について、乳児院の大久保院長、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の議事（1）徳島県こども計画骨子案及び施策体系案について、事務局からご説明いただきます。ご説明の後、委員の皆さまから一人一人、その分野に係るご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。また、オブザーバーの方は最後に発言をお願いしたいと思います。それでは、事務局よろしく申し上げます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【議事1説明】</p> |
| <p>部会長</p> | <p>はい、どうもありがとうございました。Ⅱのほうではかなりの分野を考えないといけないことが多いですけれども、ただ今よりそれぞれの委員の先生方にご意見をいただきたいと思います。意見交換は11時30分ぐらいまでを予定しておりますが、時間が残りましたら意見が出揃った後にそれぞれの方でまた言い足りなかったという点があるかと思いますが、それを言っていただけたらと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>私のほうから何点か、いろいろ考えてきました。私は弁護士ですので、どうしてもこどもの権利というところにまず着眼するのですが、もちろんこどもの権利を大切にするというのもっともなことで、大事なことなのですが、施策例というのを挙げていただいていたので、それを基にお話をしようと思います。</p> <p>まず一番上、自己肯定感、自尊感情の育成で道徳教育によってこうこうこうだと。これは道徳教育によって実現するものなのかというのがそもそもの疑問としてあります。一人ひとりの人権が尊重されるということ、自分が大切にされているということが実感できること、これが自尊感情だの、自己肯定感だのの育成につながるのだろう、まさに権利保障ですよね。こどもの権利保障をすることがそれにつながる。次の人権教育の推進も同じことなのですが、思いやりの心とか、規範意識とかいうのは単なる道徳教育だと思うのですよね。これも日本全体の話なのですが、日本は人権教育は道徳教育と誤解されているところがありますけれども、そうではないだろうと私はいつも思っています。</p> |

人権とは一人ひとりが個人として尊重されて、人間らしく生きることができる権利であると。それを実現する責務を負うのは政府であり、地方自治体である。人権というのは、そういった権利が実現されるように政府に要求をする権利なのだろうと。単なる道徳ではなくて、困っている人にはこういうふう施策をするべきではないかというふうなことを求めることができる、これが人権だろうと思いますし、こども意見表明権というのも多分そういう文脈で捉えるべきものかなと思います。もちろんこどもが要求すれば全部実現するのかといえば、そんなものではないでしょうけども、人権とは基本的にはそういうことなのではないかなと。そういうところでもし今後、施策を組み立てるとするならば、ちょっとやっぱりこれまでの考え方、道徳教育的なものとして人権を考える、そうではないのだよというのをどこかで意識していただければなというのが1つあります。

それから、施策例の真ん中辺、措置児等におけるこどもへの十分な説明とか、こども権利擁護の強化とあります。もちろん一時保護とか、そういった措置を取るときにこどもの意見を聞くというのは大事なことだとは思いますが、それはある意味当たり前なこと、不利益な措置を行うとする場合に、その対象となる人の意見を聞くというのは行政手続き的には当たり前のことだと思います。あえて、こどもの意見表明権というほどのものでもなくて、こどもの意見表明権というのは多分、このように限定された場面の話ではないと思います。先ほど施策を要求する権利みたいなことも言いましたけども、言いたいときに言いたいことを言える、単に聞かれたことに答えるとかではなくて、自分が思っていることを自由に言えるというのが多分、意見表明権だと思います。ですから、そういった限られた場面での話ではなくて、こどもの権利ノートを配るというのはいいことだとは思いますが、それは別に一時保護児童だけの問題ではなくて、全てのこどもに僕は必要なことだと思います。学校現場でそういうのを配って、皆さんにはこういう権利があるのだよというふうな教育をすることが本当は必要なのかなというふうに思います。

あとは権利が保障されているといっても、字面で権利があるといっても全然それは実効性がないので、そういう以上は権利侵害をされたときの救済が要るのだと。各地の条例とかを見ると、こどもの権利条例というのがあって、そういうときの相談とか救済に当たる第三者機関的なものが用意されているような自治体もあるようなのですけども、何か困ったことがあればそういうところに相談する、あるいは言えばきちんと助けてくれる、そういうのがあって始めて権利が保障されているかなというふうなことが実感できる。本当にこどもの権利を大切にするとするのであれば、そういうことが要るかなというふうには思ったりします。

あと1点だけ言いますが、施策の体系案全体を見ますと、3番「こども

| | |
|------------|---|
| | <p>の家庭生活を応援します」ということで、こどもの貧困の解消に向けた対策とか、ヤングケアラーの支援とかあるのですが、これはむしろ4番ではないのかと思います。「困難な環境にあるこどもを支援します」、貧困の解消とかヤングケアラーとかいうのは、すごく困ったこととか大変な状況にあるお子さんの話なので、むしろ3番に入れるのは、こどもの家庭生活だったら全てのこどもについて、こういうことが必要だよねというふうな施策を入れないと体系的に違うのではないかなという、ちょっと漠然とした意見です。私のほうからはとりあえず以上です。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>大切なところ、ポイントを分かりやすくおっしゃったと思います。この中で人権教育の推進というところで、先ほど事務局からもこれを推進するというふうなことを言われましたけど、人権教育というのは学校で今は道徳教育としてやっているのですかね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>多分、国の法律がそうなっているのではないですかね。人権は思いやりではないだろうというふうには弁護士の立場からすると言いたいわけです。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>学校、教育委員会のほうにも人権教育というのを道徳教育の時間ではなくて、きちんと教えてほしいなということが先生の要望ということだと思います。また後ほど詳しく解説を。では委員、お願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>今、ヤングケアラーの問題が大変になっておりますが、私も昔のヤングケアラーといいますか、ビルマのほうへインパール作戦といって軍隊で行きました。イギリス領のインパールで戦争で参加させてもらって父親があそこで亡くなっております。ずっと祖母に育てられて今になっておりますが、いろんな社会勉強は近くのおじいちゃん、お父さんと一緒にさせてもらってしましたが、学校のほうでもいろいろ頑張ってきて、今になってきております。そのときにお父さん、お母さんにお世話になりましたので今は民生委員として地域の中でお手伝いできたらと思ってさせてもらっております。ヤングケアラーもいろいろありますが、自分がやってやろう、頑張ろうとして何とかついていけたらと今になっております。いろいろ家庭の環境が違うので、それぞれの皆、実情に合ったように活動できればいいのではないかと個人的には思っております。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>またよろしくお願いします。それでは、オンラインの方にお問い合わせできますか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>今日はオンラインで失礼いたします。</p> <p>今ご説明をいただきました資料3の施策の方向についての、私はやっぱり4番の社会的養護、困難な環境にあるこどもたちのことについて少しご意見、提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、1番の児童虐待で防止対策等のさらなる強化についてですが、第1回目の未来会議のときにも申し上げましたが、児童相談所の強化というのは児童虐待が起こってからそれを対策することについてはもちろん強化していく施策だと思いますが、本当は児童虐待を減らすための施策をこどものころから虐待が減らせるような施策をしないと、いつまで経ってもその対象、対象になりますので、もっとこれはいろんな他の分野にもまたがるとは思いますけれども、今は核家族化、少子化になっていますので、こどもを育てる環境に出ていない、子育てがどんなものかわからない親御さんがおられるので、子育てとということに関して子育ては学ぶ時代に来ている。親から子への子育てのことを教えられていないこどもがまた子育てをしている状況になって、どうしても虐待をしてしまうような孤立する子育てになっているような気がしますので、その辺の抜本的な児童虐待としての対策も検討していただけたらと思います。</p> <p>2番目には、社会的養護が必要なこどもへの支援のところですが、里親の立場から言わせてもらうと、里親等の推進で施設の小規模化かつ地域分散化の推進となっていますが、令和2年度こども未来応援プランは令和2年だったと思いますが、既に3年、4年と経っていますが、徳島県の児童養護施設は1カ所たりとも地域分散化をされていない。法律では里親委託ができないこどもは地域の小規模化かつ地域分散化の施設への措置になるという法律でうたわれていますが、現実に徳島県内の養護施設は小規模化、ユニット化をされている施設は何カ所ありますが、地域分散化されている施設は1カ所もなく、ここはかつ小規模化、かつ地域分散化ですので、その辺を社会的養護に近付ける工夫を強力に推し進めていただけたらと、これはぜひ思っております。</p> <p>もう1つ、社会的養護の話でこども家庭センターの設置促進というのは、「こどもまんなか実行計画2024」に盛り込まれていますが、2024に盛り込まれていない形で、里親支援センターを県に設置するように多分、こども家庭庁通知か何かで県に届いていると思いますけれども、里親支援センターを県が設置するのは全国の3割ぐらいしか設置されていないと聞いていますが、徳島県でもぜひとも里親支援センターの設置促進についても検討いただきたいというのが私の意見でございます。以上でございます。</p> |
| 部会長 | どうもありがとうございました。委員お願いします。 |

| | |
|-----------|--|
| <p>委員</p> | <p>2点お願いします。まず、こどもの権利に関してですけれども、施策や基本目標1で「こどもの権利を大切にします」ということで、これは徳島こども未来応援プラン、あるいは2024に盛り込まれて項目には入っているのですが、これは2022年度に作成された青少年プランなので、この項目に教育委員会関係のものも含めて後半に校則のうんぬんと出てきましたけども、もう少しこどもの権利を主体として政策を組み立てていくというふうな柱をもう一回作り直してはどうかと思います。「こどもの権利を大切にします」と書かれて、青少年の分野で①②③とあって、これはいつできたのかわからないですけども、もう既にあるようなので、もう少しこどもの権利を主体として施策を考えていくのだということで前面に出してもいいかなと思います。</p> <p>2点目は居場所づくりについてです。例えば、いろんな場所に居場所と出てきますけども、基本目標2から出てきます。2の「こどもの健やかな育ちを支えます」、④こどもの居場所づくり、放課後児童クラブうんぬん、地域住民うんぬんと、さかのぼって②に不登校・いじめへの対応でこの辺りも先日の富岡東の意見を聞いていたら、やはり不登校であろうがなかろうが居場所が欲しいというような意見がありました。要するに学校と家庭しかないということもたちがいて、とりあえず居場所が欲しいのだというような意見が出ていました。放課後児童クラブうんぬん、地域住民が主体に進めている「こども食堂」や「ユニバーサルカフェ」と今は赤ちゃんから高齢者までの居場所づくりが民間で進んでいます。</p> <p>プラス、次のページにいくと基本目標3、施策の4で「こどもの家庭生活を応援します」と。ここでも生活困窮世帯への学習支援の推進②のところ、やはり居場所等が例えば②のところ、学習支援はトライとかでやっています、「ホームフレンド」も今進んでいます。3番の地域の人材を活用して生活保護世帯をはじめとした生活困窮世帯や、ひとり親世帯のこどもたちが、放課後や土曜日、休日における多様な学習や体験活動を行う豊かな環境づくり、この辺りの生活困窮世帯のいろんな体験ができる居場所、ボランティアとか民間活用とか、地域の方々のお力を集めながら生活困窮世帯のこどもがあきらめずに体験ができる、やりたいことがやれる居場所づくりが今後進んでいけばいいと思います。その辺りがもう少し居場所づくりについて、施策ごとに分けているので分かりますけども、今やはり多様な方々が交流できるような居場所が必要であるところかあったので、それも見据えて居場所づくりをもう少し、これからの時代にますます必要になってくると思うので整理されたらどうかと思いました。</p> <p>制度面を言っても仕方ないですけども、①の生活困窮世帯への就学支援の充実で、少し機会があつて、ひとり親世帯、生活困窮世帯の給付金の状況をどんな制度があるのかなと思って洗い出してみました。確かに徳島県奨学のための給付金事業があつて、それは給付型でスタートしています。それと、ひとり親</p> |
|-----------|--|

| | |
|-------------|---|
| | <p>家庭の給付型の分がありました。それ以外はもうほとんど貸与型しかありませんでした。ということで、ある高校の先生が家計を支えるために高等学校の授業が終わるとすぐに帰ってアルバイトをしなければいけないという学生がいて、今までクラブ活動をしていたのを中止してアルバイトに行く、そういう家庭もあるのだということをお聞きして、もう少し在学中の生活困窮世帯への支援というのが増えたらなというのは個人的に思いました。大きくは居場所づくりとこどもの権利について意見を述べさせていただきました。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>ありがとうございました。続いて、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>副部会長</p> | <p>基本目標2の「こどもの健やかな育ちを支えます」のところで、私は現在、現在スクールソーシャルワーカーとして動いております。やはり不登校のこどもさんが増えてきているような状況で、毎年新たなご相談というのをいただいております。実際に支援をする中で一番困るのが不登校のこどもさんの居場所になります。不登校のこどもさんの場合は、朝から自宅にいるというような状態です。実際に各市町村の教育委員会等において、教育支援センターを設置していただいて、そちらを利用することもできますけども、立地条件と申しますか、各市町村に1カ所しかないような状態であったり、送迎を必ず保護者がしないといけないところも多いというのと、あと午前中しか開いていないというところがあります。送迎をしないといけないというところで保護者の方も利用を断念されるというのが多いような状況で、なかなか利用につなげられない状況があります。できましたら、教育支援センターなど不登校のこどもさんが安心して過ごせる、好きな時間に行って、好きな時間に帰ってこられるということができれば一番いいのですけれども、距離が遠いに行けなかったりしますので、各市町村に1カ所というよりはもう少しこどもさんの来やすい、できれば市であれば中学校区ごとぐらいに1カ所あればありがたいかなというふうには思っております。</p> <p>それからもう1つ、不登校のこどもさんもそうですし、ヤングケアラーのこどもさんのところでも学習面のところでなかなか時間が取れないというふうなご意見が後ろにあったかと思えます。不登校のこどもさんも学校に行こうかなと思ったときに、学習面でついていけないというところで、再び不登校になるこどもさんがいます。不登校で学校に来られない間の学習のサポートであったり、ヤングケアラーについてもなかなかゆっくり学習する時間が取れないというふうなご意見がありますので、そこのところで何かサポートできるようなものがあれば、もう少しこどもさんの負担感、不安感というのが少なくなるのかなというふうには思っております。</p> <p>あと、私のほうが意見してどうかというのはありますけども、児童相談所の</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>体制強化というのが基本目標4にあります。実際、虐待のケースというのも増えてきておまして、一時保護されるというふうな子どもさんも増えているように思います。そうなったときに、もう少し関わってほしいと思うような事例があったとしても緊急のケースに職員の方がとりこんでいかれてしまったりして、もう少し関わってほしいケースがあるなど思ってもなかなか難しいような状態がありますので、できれば人員をもう少し増やしていただく体制強化を考えていただきたいというふうに思っております。以上です。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>ありがとうございました。それでは、今日欠席されている委員の先生方からのご意見もいただいているそうなんですけども、ご紹介いただけますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>私のほうから本日欠席されていらっしゃる委員からの意見をご紹介させていただきます。</p> <p>まず、資料2の計画の骨子案をご覧ください。</p> <p>1つ目の意見といたしまして、1. 策定の趣旨の文言につきまして、「子どもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）ですごせる社会」のところにつきまして、将来にわたっての後ろに「健やかに」を追記してはどうか。ウェルビーイングは人権を基盤にWHOの示す包括的な健康を保障する生活の指数QOLの向上によって一人ひとりの幸せを実現することを目指した概念であるため、包括的な健康に該当する「健やかに」の内容を入れておくのが良いと思いますというご意見をいただいております。</p> <p>この点につきましては、ご意見のとおり、「子どもが将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）ですごせる社会」と修正させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、資料3の2ページ目、施策例をご覧ください。資料中ほど中段のところでございます。</p> <p>2つ目の意見といたしましては、現計画の「子ども未来応援プラン」において、意見表明できる年齢の子どもには十分な意見の聴取を行いという記載をしておりますが、令和4年改正児童福祉法などにより年齢、発達の状況、その他の当該子どもの事情に応じた説明を行わなければならないと明記されていることから、記載を改めるようにとのご意見をいただいております。</p> <p>県といたしましては、子どもの年齢や発達など、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な方法で全ての子どもの意見を十分に聴取することが必要であると認識しており、新しい計画ではそのように記載をさせていただき、乳幼児や発達障がいのある子どもには言葉での説明、聞き取りだけではなく、絵やカードなどのコミュニケーションツールの活用や、日ごろの子どもの生活の様子から子どもの意向をできる限り汲み取ることができるよう、子どもに寄り添った相談</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>部会長</p> | <p>支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、3つ目の意見といたしまして、一時保護中のこどもの権利を保障するための仕組みづくり、環境整備も必要であるとのことをご意見をいただいております。</p> <p>県といたしましては、令和6年2月から一時保護所に第三者である弁護士の先生に定期訪問をしていただき、こどもたちの話を聞くという意見表明と支援事業を開始しております、その拡充を行うとともに、意見箱の設置やアンケートの実施、こども会議の開催によりこどもの意見を聞く多様な機会を確保するとともに、こどもと児童相談所の意見が相反する場合には児童福祉審議会等を活用した権利保障の仕組みの整備についても計画に明記し、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。</p> <p>欠席された先生方はそれで全部ですか。まとめた意見ですか。はい、分かりました。ありがとうございました。オブザーバーの先生方にご意見いただきたいと思います。</p> |
| <p>オブザーバー</p> | <p>徳島弁護士会の私はこどもの人権保護委員会という委員会で本年度委員長をさせてもらっています。</p> <p>今日呼ばれた趣旨が恐らくいじめ関係に関してということですので、そこに関するお話を今お伺いしながらどのようなお話をしようかなと考えていたところですが、現状、徳島県の事業としてスクールロイヤー事業というのがまずありまして、それに弁護士会のほうが協力をしながらやっていっているということになります。どのような事業をしているかといいますと、生徒さん向けのいじめの予防事業、あとは教職員さん向けの方法的な研修とかもしております。あと3つ目に具体的な解決すべき事案が発生したようなときに派遣を弁護士のほうがされて具体的な相談に応じるというのを主にさせてもらってまして、本年度に関しましてはスクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの3者が学校に赴いて相談を受けて対応を考えるみたいなものも今年度させていただいております。</p> <p>それプラス、今年度の後半9月からですが、弁護士のスクール分野のほうが各学校に定期的に赴いて、どのような問題があるかとか、何かお困りのことはありませんかみたいな話をとりあえず聞きに行くという事業も始める予定になっているという認識です。</p> <p>私のほうからは、その中で体感の話にはなるのですが、重大な事案に発展し得るものというのが、今年度ちょっと多いかなというふうに考えています。派遣の依頼というのは全体の事業としては週に1とか、2とかのペースで来てはいますけど、その中でも実際に問題が発展して先生も大変だという時点で相</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>談の依頼が来るみたいなものの割合が増えているなど。相談にすぐお願ひしますみたいな事案というのはあるのですが、結構、問題が発展した後でない先生としては、弁護士うんぬんはやっぱり敷居が高いのかなとかいうところもありますけど、そういうところが顕著に最近あるかなというふうに思っています。そういう意味も踏まえて、先ほど申し上げた弁護士が学校に適宜行って、無駄になるかもしれませんが話を聞きにいくみたいなことをしましようという話をさせていただいて、本年度、県でそれを採用していただいたという状況になっています。</p> <p>記載内容についても何かお話をしたほうがいいでしょうか。そこまではいいですか。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>先生、言いたいことを言っていただいて、後でまた恐らく皆さんが聞きたいこともあるし、私も聞きたいこともあります。</p> |
| <p>オブザーバー</p> | <p>基本目標2で、不登校・いじめへの対応と支援というところについて、ちょっと申し上げたいかなと思います。資料3の3枚目になります。②の1つ目で「いじめ、不登校等、生徒指導上の諸課題への未然防止、早期発見、早期解消を図るため、臨床心理士等が子どもや保護者等への相談活動を行う」とありますが、未然防止のために心理士さんが相談活動を行うというので、私はあまりイメージがわかなくて、心理士さんは平素から相談をいろいろ受けて未然防止、例えばいじめとかを早期発見するというのがどういうイメージを県が持たれているのかなというのが1つあります。確かに事案が発覚して解消のために心理士さんとかスクールソーシャルワーカーさんとかが動いて問題が終結に向くということは私はあり得る話だろうなと思いますが、未然防止とどういうふうな関係があるのだろうかというのは率直な意見です。</p> <p>2つ目で「専門的な知識を有する医師、大学教授等による支援チームを設置し、学校だけでは解決困難な問題に対し、指導方法、対処方法を助言することにより問題の解決を図る」とありますが、今も大学教授の先生とかに助言をいただいてとか、医師のほうにつなげてとかいうのはスクールロイヤーとしてもアドバイスをするときにさせてもらうようなことにはなっています。実際の現場におられる先生の負担というのはとても大きくて、助言をするというのは悪い言い方をすると、自分ではしないけども先生には全てさせるみたいなことになっていき兼ねないので、助言をするだけでなく、その先生がどこかへ頼れるところがないと、例えば医師につなぐ、専門的な知識を有する大学の先生につなぐとか、そういうのがあってもいいのかなと。いじめだけではないですけども最近、加害児童、被害児童、その他の児童に分かれるような事案というのが多いのではないかなと思って、それぞれに子どもの最善の利益があつて、</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>それを考えていかなければいけない。先生も被害に遭われたお子さんのこともケアしなければいけなし、加害をしてしまった子のケアもしなければいけない。でも普段のその他の生徒の学習権もちゃんと保障していかなければいけないしというのですごく大変だなと私は正直感じておりますので、例えば加害児童の心理的なケアであればこういうところがあって、こういうところにつないでいきましょうみたいな実際に体制は整えば、私はもっといいものになるのではないかなと思います。以上です。</p> |
| 部会長 | <p>訪問事業をやっているとされた、これは学校の種類はどこですか。中学校ですか。</p> |
| オブザーバー | <p>今、検討しているところで、この9月に予定をしています。</p> |
| 部会長 | <p>続いて、よろしくお願いします。</p> |
| オブザーバー | <p>私のほうからは施策の基本目標4の中の③社会的養護が必要なこどもへの支援というところでお話させていただきます。本院でも令和5年度の入所児童の約半数、15人中8人が虐待を受けてという理由で入所しているという状況でございます。コロナ禍以降、入所の人員というのは減っているというふうな状況でございます。反対に増えていますのはショートステイ、市町村の委託事業で例えば育児疲れであるとか、お母さんの出産とか、冠婚葬祭とかいうときにお預かりするというショートステイという事業があるのですが、これが250から750というふうに約3倍増えているという状況であります。全部が分かっているわけではないのですけれども、ショートステイの中には本来であれば家庭の状況が一時保護なり措置の状況までいっているのではないのかという現場の職員の意見というのももらったりしているので、先ほど言った虐待の人数は過去最高というふうなところと照らし合わせても、やはりなかなか家庭で養育というのが難しいお子さんも増えているのかなというふうなところを実感しているところであります。</p> <p>ここからは里親委託の推進というところのお話をさせてもらうのですが、里親委託推進というのは県からうちも委託でフォスタリング事業というのを受けておまして、そこで里親実習であるとか、マッチング等々もさせていただいているところですが、まず里親を希望されている方が実習に来られて、実際に乳児院に来たら虐待だけではないのですけれども発達遅れのあるお子さんというのが割とおいでます。それはネグレクトであるとか、十分な関わりというのを今までされていなかったお子さんというのが、やはりいろんなと</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>ころで課題を抱えているというふうな状況もあるやと思います。それはいろんなパターンがあるのですが、生の声としてお子さんがやっぱり障がいがない子が本当はいいんですという里親希望者というのはまあまあおいでます。そういうふうなところでマッチングをしていくのに非常に時間がかかるというふうなこともご理解いただきたいところですし、あと国のほうが県がこども計画の中の一部に養育の推進計画というものが入っていると思うのですが、その中に数値目標を入れていきます。乳幼児で75%を里親もしくは家庭復帰等、家庭での養育をしましょうというふうに言っていて、県の今の状況というのは全国平均より下回っているというのは先ほどご説明いただいたとおりだと思いますけど、むやみに数値目標を高く上げることは考えていただきたいなと思います。それは地域の状況であるとか、こどもの状況であるとか、そういうのを個別に対応していく必要があると思っておりますので、あと里親の養育環境の変化、私が知っていることでありましたら夫婦二人で養育していこうとしていたのだけれども、会社員で単身赴任してしまったとか、病気になってしまった里親さんとか、そういう方がおいでで養育ができなくなったといえれば帰っていくのはやっぱり施設になります。その場合のお子さんのケアというのはまた大変なのですという声も聞いておりますので、そういうふうなところというのは十分お考えいただいて、むやみに数値目標だけを上げないで十分、丁寧なマッチング、それから後のアフターケア等をしていただくというふうなところをお願いできればと思います。以上です。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>ありがとうございます。皆さん、貴重なご意見いろいろありがとうございます。資料3の最初の段階から順次、話を残りの時間、深めていけたらなと思いますので、まず人権の問題に関して、今日のシナリオの前後がずれるかもしれないですけど、こどもが実際に人権というのをどう捉えているかというのを今までの聞き取り調査はまだそんなにやられていないかもしれませんけど、先ほど委員からも人権と道德教育を少し、大人もそういうふうにごっちゃにしているところがある。こどものほうも元気なこどもさんの場合は人権というのはそんなに深く考えたことはあまりないですよというようなことがあるかもしれませんけど、今、こどもは実際にどんなふうに捉えているか、今までの聞き取りで先に紹介していただけますか。まだそこまでいけていませんか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>学校現場での聞き取りが始まったところでして、それぞれテーマを決めて聞き取りをしております。今のところは人権というところのテーマでの聞き取りはできておりません。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>その辺も本当に知りたいところなので、今後よろしく願います。基本目</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>標1に関して何か言い足りなかったことというのがありましたら、どうぞおっしゃっていただけたらと思いますけど何かありませんか。権利ノートも改正して皆さんに配るといふようなことも県のほうは考えておられますし、特に一時保護所に入ったような子どもたちにはきちんと説明して、それを活用するといふようなことも言われましたけど、全員に配ればといふようなご意見もあったと思いますが、何かございませんか。</p> <p>委員</p> <p>さっき人権と道徳の混同という話がありまして、1つ例を挙げて説明をすると、例えば障がいがある方がいます、その人を町中で見掛けたらどうしますかといふと、可哀想だから手助けしましょうみたいなのが多分、道徳教育なのですよ。人権教育といえば、障がいのある人がいるのだったら、その人が不自由しないように例えばバリアフリーにするとか、いわゆる今だったら障がい者差別解消法というのがあって、そういう障壁を解消しましょうといふ、それを政府に求めるというのが多分、人権の話なのですよね。そういうことを単なる思いやりではない、子ども自身も何か権利があるとすれば単に思いやりではなくて政府に対してこういうふうなことを要求できるのだよといふふうなものとして位置付けなければいけないですけど、多分、そういう教育というのは今の日本ではあまりないのだろうなというのが先ほど言いたかったことです。</p> <p>もう1つ、校則の話は先ほどしませんでしたけど、校則の見直しは本当にするほうが僕はいいことだとは思いますが。これなんかは本当に象徴だと思います。上から決めたことに従うみたいな形で合理性のある校則ならまだしも、合理性もないのに決まっているものは従えみたいな、それこそ意見表明も何もないので、自分たちが守るべきルールは自分たちで考える、これは本当に主権者教育のスタートの話だと思いますので、知事が何か表明しているみたいですけど、これはもうどんどん県のほうで進めていっているという理解でいいですかね。今現状というのは校則の見直しに関してどうなのですか。分からなかったらいいです。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>恐らくは子どもが意見を表明しながら、それを学校がどこまで受け入れるかといえはいけませんけど、それこそ子どもの育ちと絡め合わせながら考えていかれるだろうと思いますけど。</p> |
| <p>委員</p> | <p>それが実現すれば、まさに自分が意見を言ったことがこういうふうな形で実現するのだと、もちろん100%ないかもしれませんが達成感といふか、それが多分、権利という意味あるものにしていくのだろうなと思いますので、ぜひそれを学校の先生もいろいろと言いたいことはあるでしょうけど、そこはぐっと堪えて、なるべく子どもの意見を尊重してほしいなという意見です。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>部会長</p> | <p>日本に住んでいる外国の方の意見を聞くと、日本の校則は非常に厳しいとラジオニュースなんかでは言っていました。確かにいろいろきめ細かいところは言われていまして、その辺をこどもの意見表明の場として学校側がつくっていかれるのは望ましいかなと思います。</p> <p>それでは次の基本目標の2番目のこども居場所づくりとか、不登校・いじめに関して何かご意見、ご質問はございますか。先ほどオブザーバーがSOSを出す時期が非常に遅い、かなり深刻になってから言ってくると。SOSを出す時期というのはいつぐらいがいいのか、早期がいいでしょうけど、こうなったらというのは学校のほうに言われているのですか。</p> |
| <p>オブザーバー</p> | <p>何か問題が発生する前というのが1つあります。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>いわゆる未然防止みたいなことですか。</p> |
| <p>オブザーバー</p> | <p>そうですね。いじめでうまく例は思い付かないのですが、例えば問題行動をするお子さんがいらっしゃるような場合、何か発生した後でというのではなく、普段からどうしていきましょうみたいな話をまずはしていけたほうが、よりいいのではないかなとは思っています。何かあった後になると、保護者の方もいらっしゃいますよね。その方との関係で先生が悩まれるみたいなこともあって、常日頃から見守り程度にはなるかもしれませんが把握をして、例えば関係機関につなげるところはつないでとか、そういうことをしっかりやっていったほうが未然防止につながっていくのではないかなとは思っています。ただ、未然防止もそうですし、何か起こった後のこともそうなのですけども、いじめでもそうですが、被害を受けた側はしっかり守られ、それが意識としてはあると思うのですけども、加害をした側のケアというのがあまり発展していないかなという感覚を常に持っています。児童虐待でもそうかもしれませんが、こちら側をケアすることによって再度何かしないようにつなげていけば、それは次の未然防止につながると思うので、そこら辺のつなぐための社会支援というか、そこをしっかりと考えていかなければいけないのではないかなと常日頃考えているところです。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>教師への支援というのはどんな感じですか。この会議ではあまり議題から遠のくかもしれませんが、常日頃から感じる、ニュースなんかにもよく出てくるのは教師の疲れがありますが、教師の疲れなんかは特に元気な保護者とのトラブルがほとんど原因ではないかと思うのですが、いろいろな教師がおられる</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>オブザーバー</p> | <p>けど教師を救うというふうなところも新聞から見るとロイヤーさんが学校に行くとか書かれていたように思います。</p> <p>そこにはいろいろ考え方があろうかとは思いますが。保護者さんの対応をするに当たってどうすればいいのか、例えば不当要求みたいなものが言葉としてありますけど、それに対応するというはもちろん弁護士であればアドバイスができるのですが、このスクールロイヤーというのはこどもの最善の利益を念頭に置いて活動する事業ですので、不当要求には毅然として対応すればいいという問題ではないと私は考えています。だからといって先生が疲れているのを見過ごすみたいなことは考えていなくて、個人的な考え方にはなるのですが、先生のご負担が軽減されれば、もちろん日常の教育の活動にも力が出せて、子どもみんなにとっての最善の利益につながっていくというふうな考え方で私はさせてもらっています。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>ありがとうございます。居場所づくりですが、これは最近子どもに関する居場所づくりは不登校の子たちに対しては民間も含めて居場所づくりも以前よりは進んでいると思うのですが、先ほどもご意見がありましたけど不登校の居場所づくりに関して、不登校にしぼって数字を上げて悪くなったとか、良くなったではなく、不登校の中身を少し分析して居場所に行っている子と、居場所に行っていない子で実際は支援の対象は居場所に行っていない子のことの対応をもう少しきちっとしないといけないのではないかなとは思っていますけど、これからいろいろところで数字が出てきますけど、先ほどオブザーバーも言われましたように、数字だけを取り上げて考えるなど。要するに不登校が増えたからとかではなくて、不登校で居場所に行っていない子が増えたから問題だからとか、虐待が増えているから問題だけではなくて、虐待も中身を分析して焦点を絞っていくというのが非常に大事なかなと思っています。居場所づくりもどんどん進めていかないとはいけませんけども、誰を居場所に行けるようにするかというふうなところがもっと考えていかないといけないのではないかなと不登校に関しては思っています。その他、子ども食堂とかいろんなところを含めて、子ども食堂も数は少しずつ増えてきているようですが、その子その子に合ったきめ細かい、言葉では容易ですけどなかなか実行は難しいところですけど、きめ細かく考えていかないといけないのかなというのを先ほどの皆さまのご意見から少し感じておりました。何か2のところ追加するようなことはございませんか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>オンラインのほうで挙手をいただいております。よろしくお願ひします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員</p> | <p>不登校の対策のところ、居場所に行っていない子というお話があったと思います。私は精神科の診療場面にみえている不登校の子どもさんにお会いしているというような立場で見えていますけども、いろいろなお子さんがいらっしゃって、いろいろな種類の居場所が必要なのかなというふうに感じるところです。</p> <p>まず1つは、適応指導教室に活用してみようか、というような段階であったお子さんとかでもなかなか適応指導教室も子どもさんがいっぱい、大勢の集団に入っていきみたいな形になったり、なかなかそこはハードルが高いというような状況がしばしば聞かれるので、適応指導教室がもう少し一般の教室みたいにいっぱい子どもがいるというのが、子どもにプレッシャーになって居場所になりにくい、行けない子どもさんがいるということで、そこが拡充するといいなと思います。</p> <p>あとは、例えばこれは利用方法として実際に法的にあるものかどうかかわからないですけども、放課後等デイサービスを通常は放課後、子どもさんたちが利用されるわけですけども、日中は子どもさんがたくさんいる状態ではないというところで、そういった放課後等デイサービスに不登校の子どもさんが利用というか、家に引きこもるといった状態ではなくて利用できたり、またどこにも居場所がない子どもさんの状態になっている子どもさんの親御さんというのが非常にやはり苦しみが大きいいいますか、スクールカウンセラーさんに親御さんだけでも相談に行くということがあっても、スクールカウンセラーの予約もなかなか取れないということも聞きます。親御さんの相談もそういった子どもさんの居場所ができるとともにできるようになることとか。</p> <p>医療機関では少数の医療機関ですけれども不登校の子どもたちのためのショートケアみたいなものを開設したりするところも出てきています。でも、その性質上、大勢の子を一斉にというようなことでは当然ないとは思いますが、そういった医療機関のショートケアみたいなものも子どもさんの居場所になるかなと思います。あと、中学校のお子さんだと出口として多様な高校課程で学びができる高校の課程があるというのも、その出口として大切なことかなというふうに感じております。以上です。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>ありがとうございます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>先ほど、委員からお話のありました校則の現状についてお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>現状しかお伝えはできないのですが、全国的に今、校則の見直しがすごく注目されております。徳島県でも全ての高等学校において、生徒が主体となった見直しが行われており、各高校のホームページにもアップされていますので、またご覧になっていただけたらと思います。また、徳島県の教育大綱だ</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>部会長</p> | <p>ったり、徳島教育振興計画第4期の中にも記載されておまして、生徒主体の校則見直しというものを令和8年度までに100%にするということを目標とされております。また、昨年度からなのですけれども高校だけではなく中学校でも校則見直しというのが展開されております。</p> <p>ありがとうございました。時間も迫ってきましたけども基本目標の3、4、6辺りですけど3、6、5の項目も4の中に含んだほうがいいのではないかなという意見もありましたし、3、4、6なんかはヤングケアラーの問題、あるいは虐待の問題、あるいは困窮している家庭にしても、これはオーバーラップしているので、確かにこの辺を少し整理できたらというのは、要するに2番目のところは「こどもの将来にわたって健やかな育ちを支えます」というのは、将来にわたってということはライフステージを考えた将来にわたってになるので、ライフステージによっていろいろこどもにも種類別に主な問題が起こっておりますので、そういうようなことも含めて3、4、6なんかオーバーラップしているところが少しまとまったらなとは思いますが難しいと思います。少し考えていただいたらと思います。</p> <p>私、病院におりましたときに病院でする仕事は何かというのを考えたときに虐待の予防だと思ったのです。つまり、産婦人科で出産してこどもが生まれるときに厚生省なんかも虐待の予防は妊娠期からと言われてるように、まだこどもがいないうちから予防しなさい、生まれたときに虐待に至るような危険因子という誤解されるかもしれませんが、支援しなければならないような因子を含んでいるような家庭の場合には妊娠期から支援しましょうと。だから妊娠期からそういう人を見付けて出産した後もずっと継続的に支援すれば虐待というのは減るのではないかと私はその当時、浅はかな考え方で進んでいって、産婦人科の人たちと協力して市町村の健康増進課と連携し、やったことがあるのですが、今になったらなかなか難しいな、浅はかだったなと思いますが、虐待に関してもヤングケアラーも含めまして、いろいろなところでそういうようなこどもの心理的にも身体的にも悪化している状況を支援しようとして取り組んでおられるのですが、いまだに数としては減っていないということが現実としてはあるので、先ほどのオブザーバーのお話で、びっくりしたのですが、乳児院に預ける人はほとんど虐待だと。出産したときから、これは育てにくいなという人を支援していこうということで、そちらのほうに産婦人科のほうから進められるのでしょうか、虐待に関してもそれぞれの方がそれぞれの分野で力を入れているのですが、今どこに一番力を注がなくてはいけないかというのは焦点を絞って少し取り組んでみてもいいのではないかなと。</p> <p>少子化が進んでいる、こどもの人口が減っている、人口割に対して虐待の発</p> |
|------------|--|

| | |
|-----------|---|
| | <p>生数が乳児期が多いのか、幼児期が多いのか、小学校が多いのか、そのパーセントを出して、パーセントの多いところを見て、そこをもう少し手厚く支援していくような対策というのが必要なのではないかなと私は思ったりするのですが、今までの数字を見て取ったところではやはり幼児期に焦点を当てなければいけないのではないかなと。小学校で発見する人というのは大抵、幼児期から虐待が起こっていますので、その辺からやはり、そうすればヤングケアラーというのも小学校、中学校で数としては問題になっているので、ヤングケアラーも結局、困窮した家庭、あるいはネグレクトから出てきている人たちもいるので、ヤングケアラー、虐待、そして先ほどオブザーバーがいじめ対策の加害者への支援をやらなければいけないと言われましたけど、加害者というのも家庭的には恵まれていない子が多いのではないかなという想像がありますが、どうですか。恐らく愛着障がいとか、家庭で愛情を感じていない子がいじめの加害者になっている場合が多いかなとと思っているので、私としたら不登校、いじめ、虐待、ヤングケアラー、その辺が全部オーバーラップしてきます。だから一つ一つの項目ではなく、その辺で共通の基盤というものを選び出して、その辺もポイント的に対策、支援というものを計画できたらなと個人的には思っております。他にどなたかございませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>乳幼児の虐待件数が多いというのは全国共通だと思います。今、先生から言っていましたけども、里親委託を進めていても実際いろいろな事情があられると思いますので結構、一時保護で基本的には家庭に帰すという事例が多くて、またそこで再発するというのももちろん起っているのが現状で、やっぱり愛情がないわけではなくて、その方法を知らないだけで、いやいや期だったら嫌と言うし、そのときにどう対応するかという具体的な方法を、マンションの一室でお母さんとこどもだけがいたら叩いてしまうような気持ちになるのは無理がない状況なので、こういうときにはこういうふうにしなさいという具体策のハウツー物を親に教えていかないと、例えば今の乳児のころにはおむつの替え方とか、本当に大事なことであっても、その後起こってくるであろうこどもがいうことを聞かない、こういうふうに対策しよう、親から教えていただいたうちの家庭はこういうふうにしてきたよということが今の親御さんに伝わっていないから、ついつい自分も叩かれて育ってきたから叩いたら、そのときだけ収まってしまうという虐待の連鎖が続いているということが一番大きな要因だと思うので、そこで止めないと幾ら対処療法をいっぱいしても、いつまで経ってもその連鎖は止まらない、虐待件数は増えていくと思うので、実際にやられている県があるので、他の県、行政のところも参考にさせていただいて、虐待をした親はいろいろなトレーニングを受けないともう実の親には返せないというところとか、いろいろと先行事例があると思うので、虐待をしてし</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>部会長</p> | <p>まった親への支援についてお伝えすることもやっていただきたいなと思います。</p> <p>ありがとうございました。貴重な意見でした。本当に虐待の世代間連鎖というのは止めないといけないと思っておりますし、その止める方法というのはなかなか難しいところもあるかとも思いますけども、そこにいかないと虐待の数というのも減らないかなとは思っています。</p> <p>それでは、時間になりましたので次の議題の2番目のこどもの意見聴取の取組状況について、ご説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【議事2 説明】</p> |
| <p>部会長</p> | <p>何かご質問ございませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>居場所についての話がちらっと出ましたけども、こどもたちについては居場所に対して、どんなご要望というか、ご意見が出ていましたか。ちょっとご紹介いただけますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>多かった御意見は自習室が欲しいとか、図書館であったりとか、自習室でも友達と一緒に勉強ができるかということであればいいなというご意見だったり、公園が近くにあったらいいなとか、そういうお声も出てきておりました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>まず、そもそも居場所が県内にどこにどんなものがあるかというのは県として把握はされているのですか。居場所を推進していきましょと、居場所は本当に必要なことだとは思うのですが、前提として居場所がどこにどれぐらいあって、その情報というのは公開されているのかとか、その辺の今現状はどうなっているのか教えていただけますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>居場所の関係でいくと、特にこども食堂辺りがつかんでいるところです。民間の方が自主的にされているということもありましたので、県は特にその辺りちょっと情報として薄いので、そこを把握している部分ですが、4月末時点で148ございます。1年前でいくと80ぐらいだったのが増えていっているという状況ではありますけれども、あとは公共施設でのこどものいわゆる居場所というと図書館であったり、児童館であったりとかいうところもございますけれども、そこは公共施設といったところで把握はしておるところでございます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>どこに居場所があるかという情報をどこかで整理したらいいなと思いまし</p> |

| | |
|-----|--|
| | た。 |
| 事務局 | <p>あとは、県社協さんのほうでこどもの居場所づくりの基金を持っていらっしゃるやいまして、そちらで大体年間 20～30 ぐらい居場所づくりに取り組まれております。その部分についてはホームページ等々で出ております。</p> |
| 委員 | <p>私がちょっと関わっている方がいて、その方は昔、大阪にいたのですが大阪で学校の中に居場所をつくるみたいな、そういう取り組みをされた方がいて、居場所をつくろうと思っても場所をどうするか結構悩ましい問題としてあって、学校が使えて放課後に外部の方が関わってやっているのですが、そういうのはできないのかなと、単なる思い付いたのですが、そんな話もありますので、ちょっと参考までにご紹介しました。</p> |
| 事務局 | <p>こども食堂なんかはできる限り小学校のこどもたちが気軽に行けるように小学校区の近いところのできるのが一番かなと思っています。</p> |
| 部会長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の議事はこれで終了させていただきます。どうも貴重なご意見いろいろありがとうございました。会議後にお気付きの点がありましたら、また事務局のほうにご報告いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。事務局のほうに進行をお返しします。</p> |